

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月 9日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 倉 持 忠 博

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 3日から 令和 8年 4月 10日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月 17日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月 8日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月 20日から 令和 8年 4月 21日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし, 特別売却は金銭又は執行裁判所が相当と認める有価証券
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお, 入札期間及び特別売却実施期間の最終日は午後5時までです。	



## 物 件 目 録

- 1 所 在 石岡市井関字井関後  
地 番 893番  
地 目 宅地  
地 積 668.46平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 石岡市井関字井関後893番地  
家屋 番号 893番  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 121.73平方メートル  
2階 33.12平方メートル  
(現況)  
床 面 積 1階 約123平方メートル  
2階 33.12平方メートル  
所有者 A

## 物件明細書

令和 7年12月25日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 倉持忠博

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地の一部につき、以下の売却対象外の建物のための法定地上権の成否は不明であるが、これが成立するものとして売却基準価額が定められている。

1 種類 物置

構造 木造セメント瓦葺平家建

床面積 約23平方メートル

2 種類 便所

構造 木造瓦葺平家建

床面積 約1.6平方メートル

【物件番号2】

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者Aが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断

がなされる可能性もあります)。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- 1 所 在 石岡市井関字井関後  
地 番 893番  
地 目 宅地  
地 積 668.46平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 石岡市井関字井関後893番地  
家屋 番号 893番  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 121.73平方メートル  
2階 33.12平方メートル  
(現況)  
床 面 積 1階 約123平方メートル  
2階 33.12平方メートル  
所有者 A

令和 7 年 (ケ) 第 55 号  
令和 7 年 10 月 23 日受理  
令和 7 年 11 月 **25** 日提出

## 現況調査報告書

(物件 1・2)

水戸地方裁判所土浦支部

執行官 溝井隆夫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- 1 所 在 石岡市井関字井関後  
地 番 893番  
地 目 宅地  
地 積 668.46平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 石岡市井関字井関後893番地  
家屋 番号 893番  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 121.73平方メートル  
2階 33.12平方メートル  
所有者 A



目的外建物の概況(物件 1 関係)		
①	所 在	石岡市井関字井関後893番地
	家屋番号	<input checked="" type="checkbox"/> ない(未登記) <input type="checkbox"/>
	種 類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input checked="" type="checkbox"/> 物置
	構 造	木造セメント瓦葺平家建
	床面積(概略)	約23平方メートル
	所 有 者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者(亡C相続人) <input type="checkbox"/> 不明
	建 築 時 期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和43年ころ <input type="checkbox"/> 不明
	建 築 者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 不明
	その他の事項	1 上記記載は公課証明書の記載に基づく。 2 なお、Aの陳述によれば、建築者はAの亡父(D)とのことであった。
②	所 在	石岡市井関字井関後893番地
	家屋番号	<input checked="" type="checkbox"/> ない(未登記) <input type="checkbox"/>
	種 類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input checked="" type="checkbox"/> 便所
	構 造	木造瓦葺平家建
	床面積(概略)	約1.6平方メートル
	所 有 者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 不明
	建 築 時 期	<input type="checkbox"/> 年ころ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
	建 築 者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 不明
	その他の事項	1 Aの陳述によれば、建築者はAの亡父(D)であり、建築時期は目的外建物①と同じくらいの時期とのことであった。 2 しかし、公的な資料が存在せず、所有者・建築時期・建築者のいずれも不明とした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
 ( 3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■石岡市役所職員	1 物件1土地上の物置は、公課証明書では床面積が19.83㎡と なっていますが、築造した際の調査では23㎡となっています。 2 記録上の床面積が変更された経緯は不明です。 (令和7年10月27日聴取)
■A (債務者会社代表 者、物件1共有者お よび物件2所有者)	1 本件建物は私が家族と居宅として使用しています。本件土地を含 め、第三者にお貸ししているところはありません。 2 本件土地について、隣地との境界争い、埋設物や土壌汚染の問題 はありません。 3 本件各物件上(内)での事件や事故はありません。 4 本件建物内での大きな不具合はありません。 5 本件土地の共有者Bは私の姉です。Bの持分に対し、私からの地 代の支払い等はしていません。 6 目的外建物①及び②を建てたのは私の亡父(D)です。建築年は 分かりませんが、2つとも同じくらいの時期だったと思います。 7 物置(目的外建物①)について、公課証明書の所有者欄に記載さ れているCは私の亡祖父です。Cは母方の祖父であり、母は7人兄 弟でした。 8 私が代表者を務める有限会社トーゲンクリーンの登記上の本店 所在地が本物件所在地となっていますが、同社は現在、休眠状態 です。また、稼働中も会社として使用しているところはなく地権者へ の賃料の支払い等はしていませんでした。 (令和7年10月30日および11月12日聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 4 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 占有状況については、上記現場の状況、関係人の陳述、不動産登記記録や公課証明書の記載内容などから、2枚目記載のとおりであると判断した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年10月23日(木)	当 庁	石岡市に対し公課証明書等交付申請書送付 (回答あり)
令和7年10月27日(月) 11:00-11:20	物件所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物件確認</li> <li>■ 占有調査</li> <li>■ 書面投函</li> <li>■ 外観写真撮影</li> </ul>
令和7年10月27日(月) 16:30-16:35	当 庁	関係人電話聴取
令和7年10月30日(木) 12:30-12:35	当 庁	関係人電話聴取
令和7年11月12日(水) 09:00-09:05	水戸地方法務局龍ヶ崎支局	本件土地上の建物の登記記録交付申請 (物件2を除き該当なし)
令和7年11月12日(水) 13:15-14:00	物件所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立入調査</li> <li>■ 写真撮影</li> <li>■ 関係人聴取</li> <li>■ 評価人同行</li> </ul>
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日          目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日          目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日          休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

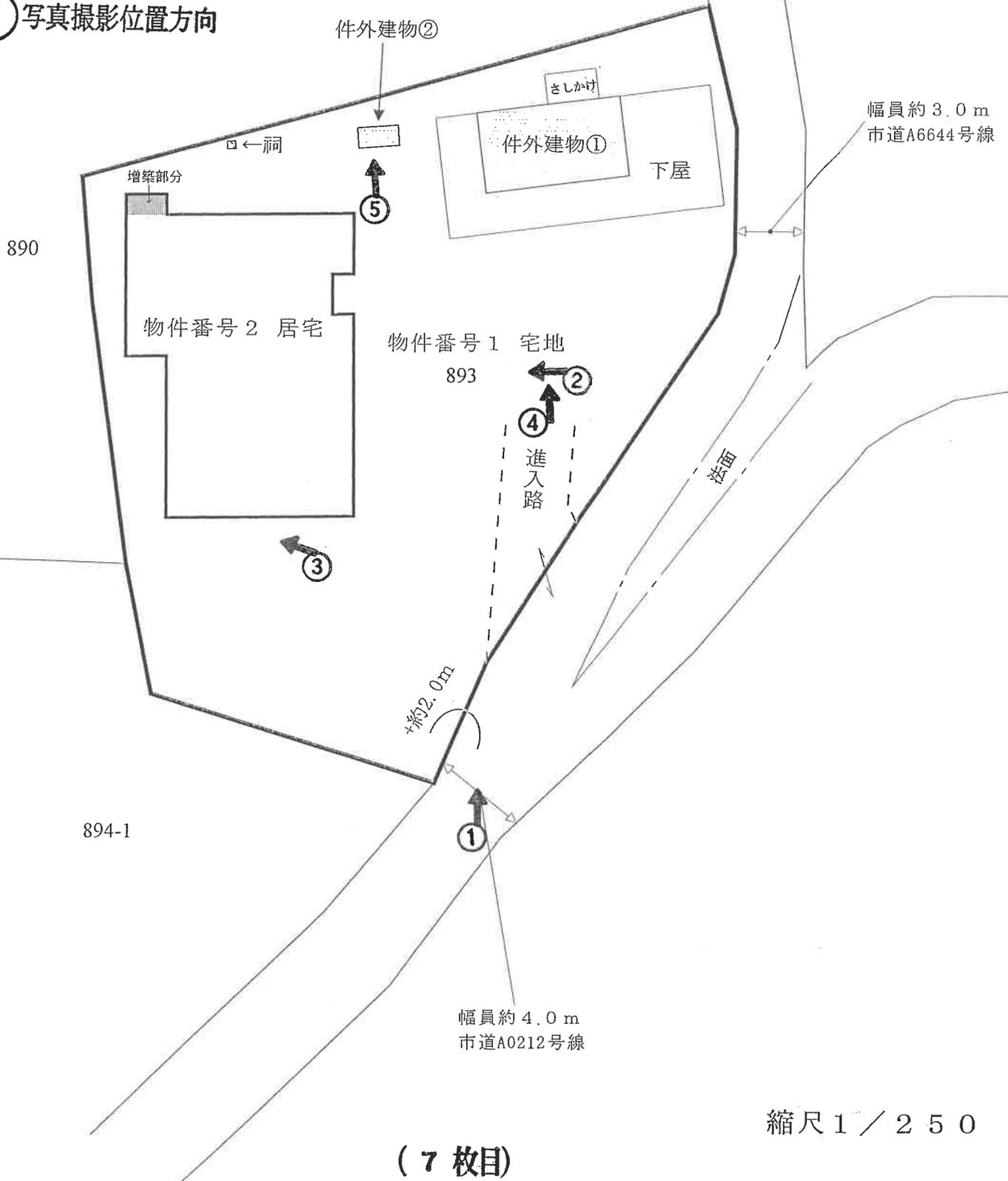
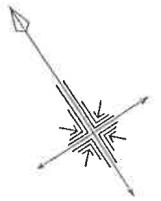
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図

件外建物の概要

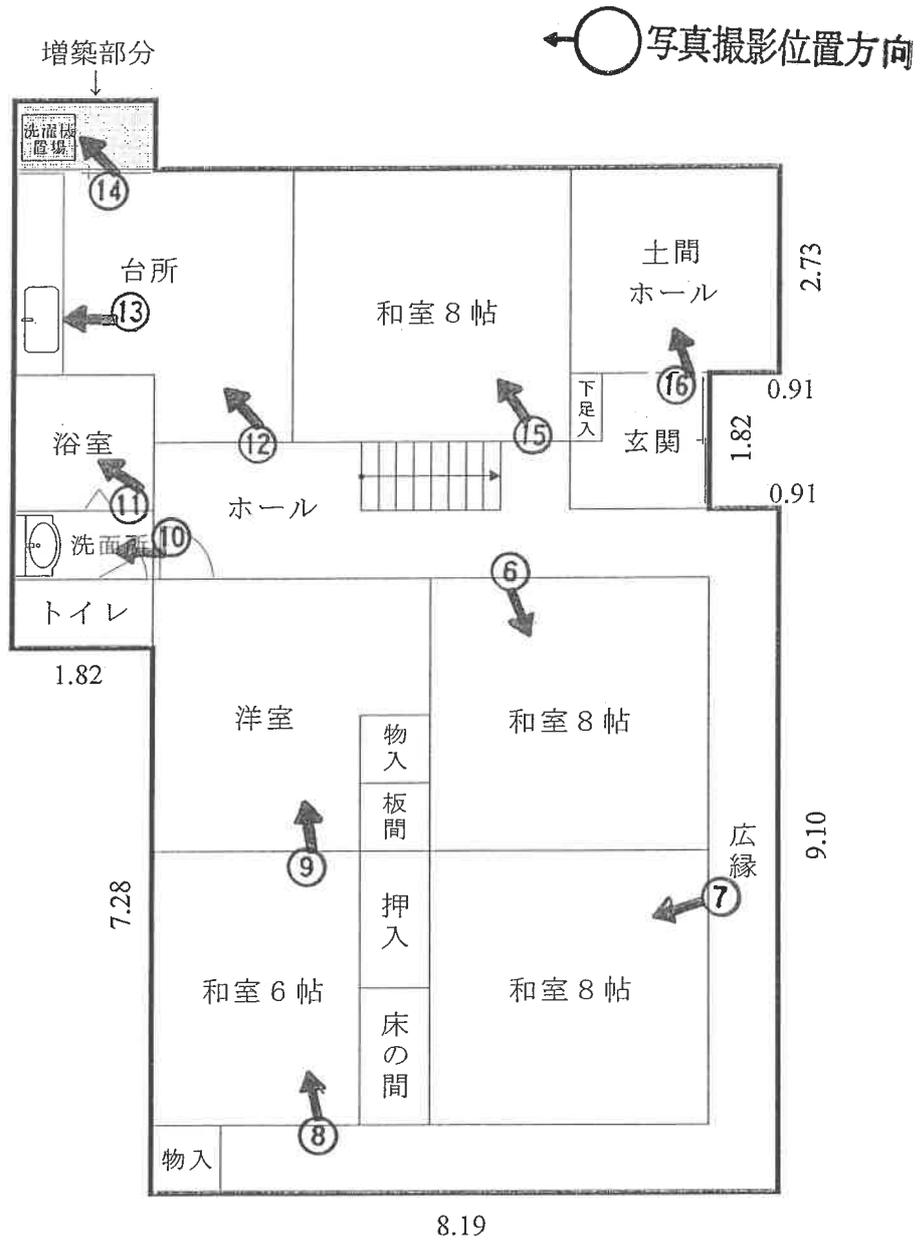
番号	①	②
所在	石岡市井関字井関後893番地	
家屋番号	未登記	未登記
種類	物置	便所
構造	木造モルタル瓦葺平家建	木造瓦葺平家建
床面積	約23㎡	約1.6㎡
建築時期	昭和43年	昭和43年頃
所有者	亡C相続人	不明

←○ 写真撮影位置方向



# 間取図 No. 1

物件番号 2 居宅



1 階 床面積約 123 m<sup>2</sup>

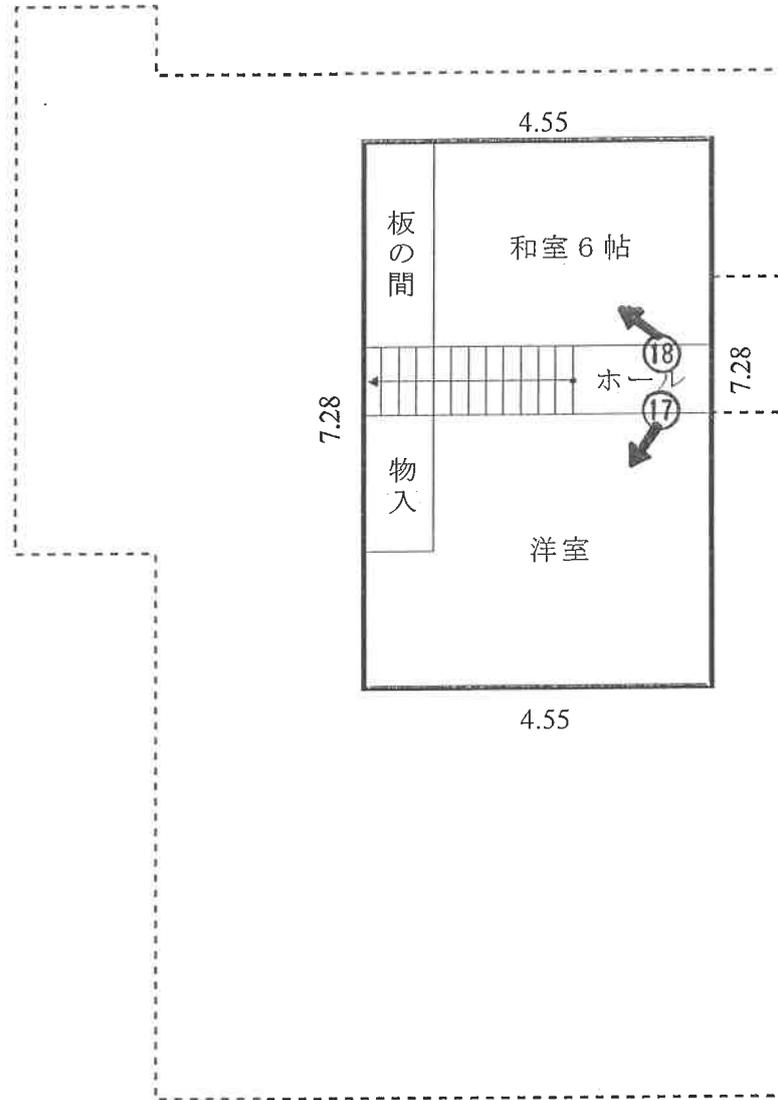
縮尺 1 / 100

( 8 枚目)

# 間取図 No. 2

物件番号 2 居宅

← ○ 写真撮影位置方向



2 階 床面積 33.12 m<sup>2</sup>

( 9 枚目)

縮尺 1 / 100



①



②

( 10 枚目 )



③

軒の損傷



④

目的外建物

①



⑤  
目的外建物  
②



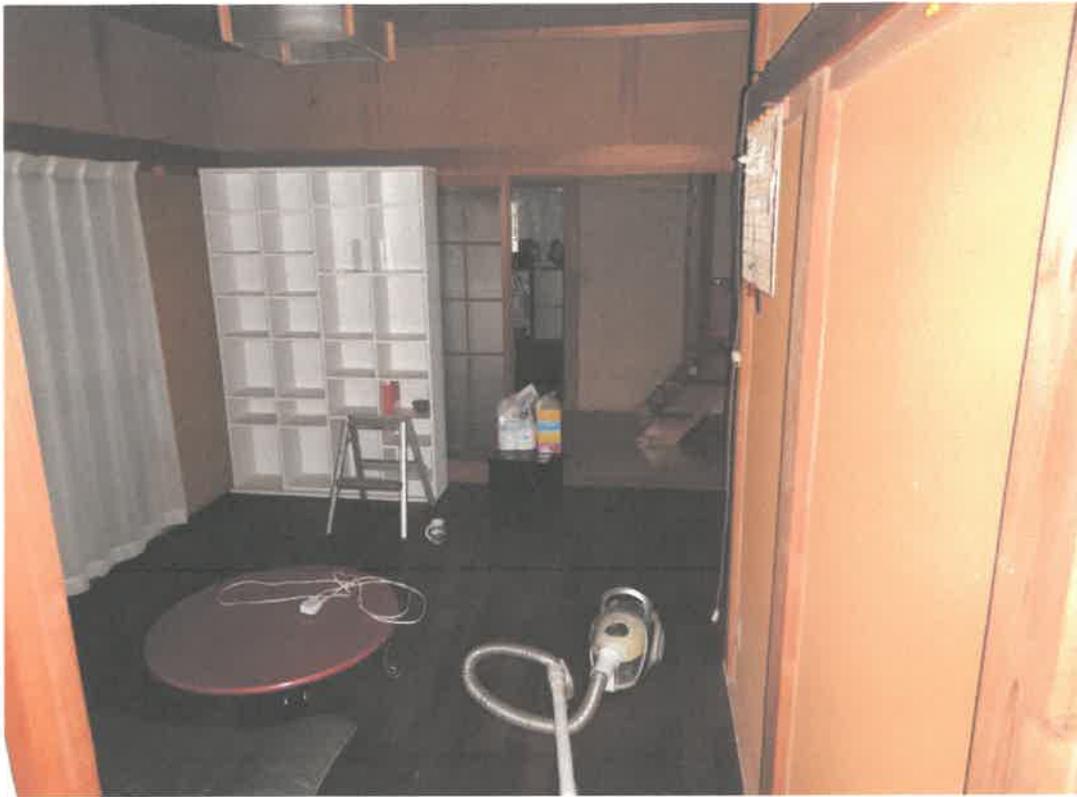
⑥



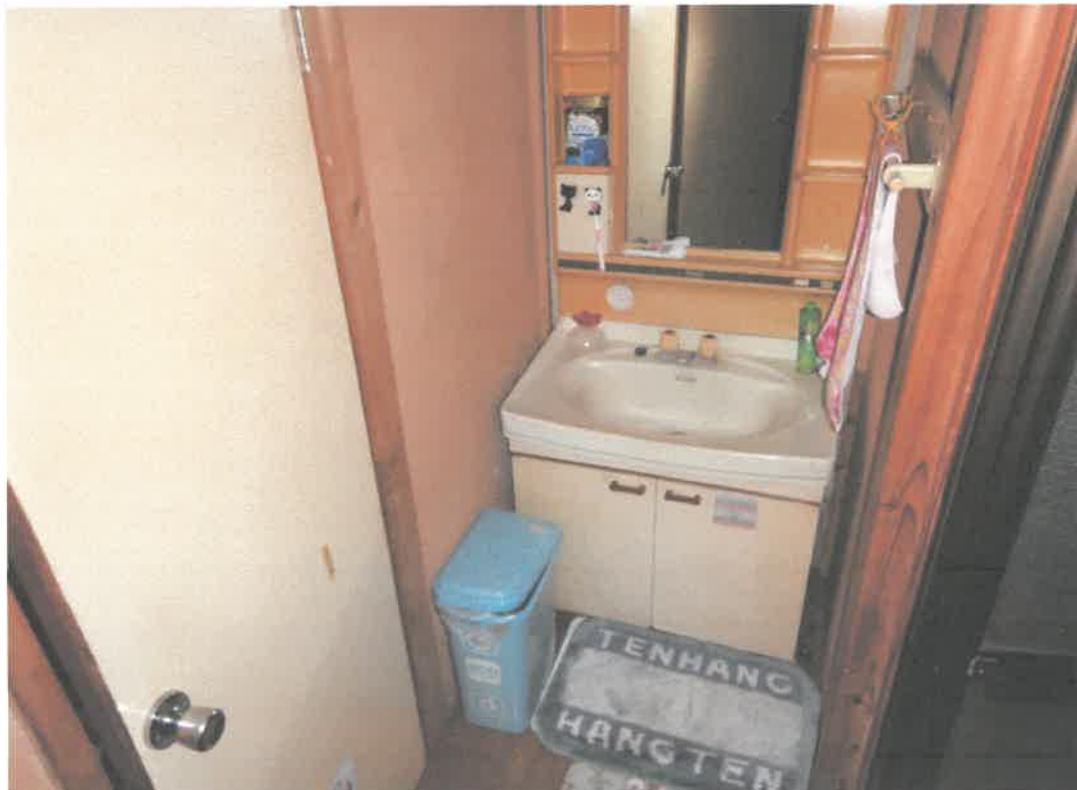
⑦



⑧



⑨



⑩

( 14 枚目)



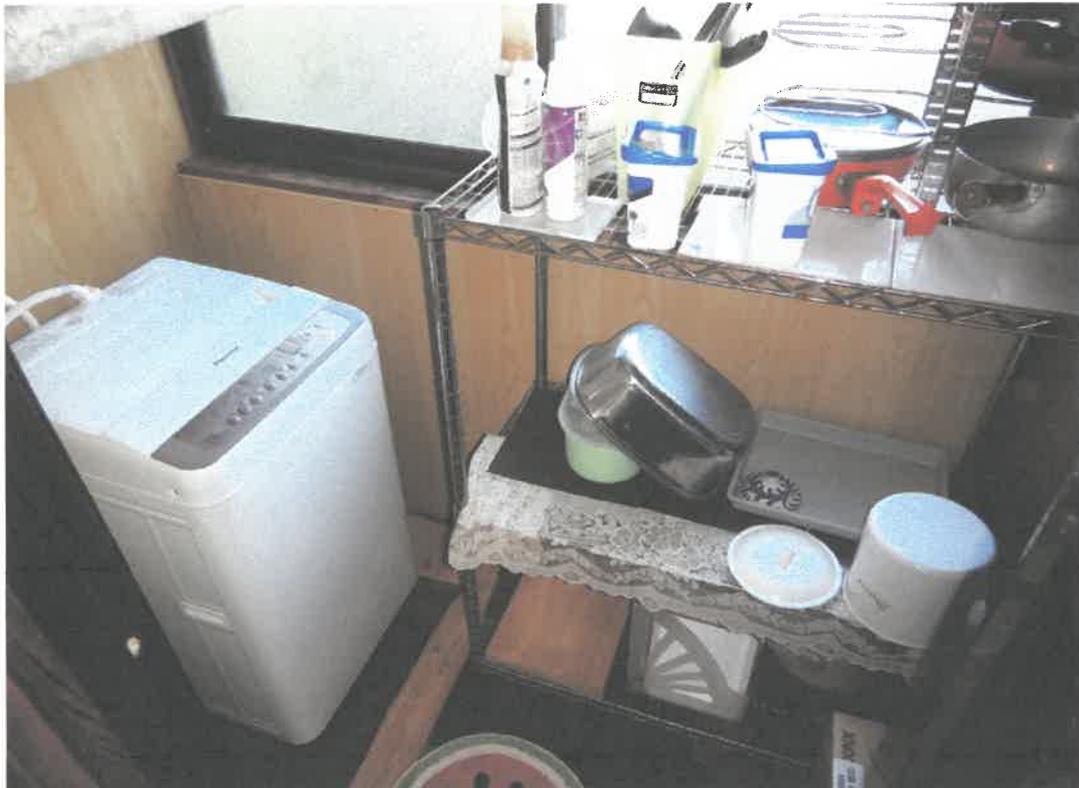
⑪



⑫



13



14

( 16 枚目 )



15



16

(17 枚目)



⑰



⑱

令和 7年（ケ）第 55号  
令和 7年10月23日 受 命  
令和 7年11月12日 現地調査  
令和 7年11月19日 評 価  
令和 7年12月 2日 提 出  
分冊番号 3 - 1

水戸地方裁判所 土浦支部 御中

# 評 価 書

物件番号 1 ・ 2

評価人 不動産鑑定士

**説田 賢哉**

## 第1 評価額

一括価格	
金 3,080,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,030,000円
物件2 (建物)	金 1,050,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物及び件外建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり  1階 121.73㎡ 2階 33.12㎡ 延床面積 154.85㎡	  1階 約123㎡ 2階 33.12㎡ 延床面積 約156.12㎡
特記事項			
<p>【件外建物について】 本件土地には、件外建物（物置・便所）が2棟存する。推定を含む詳細は別添の「土地建物位置関係図」に記載の通りである。</p>			

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR常磐線「高浜」駅の南東方道路距離約5km	
付近の状況	県道背後において、農地山林が広がる中、一般住宅、農家住宅等が混在する旧来からの集落地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	市街化調整区域 用途地域の指定なし 指定 60% 指定 200% なし
画地条件	<p>物件1</p> <p>地積 : 668.46m<sup>2</sup></p> <p>規模 : ほぼ標準的</p> <p>形状 : やや不整形</p> <p>地勢 : 平坦</p> <p>高低差 : 接面道路より高い</p> <p>接面道路との関係 : 中間画地</p> <p>間口奥行 : 概ね別添「土地建物位置関係図」の通り</p>	
接面道路の状況	<p>画地の南側約4.0m舗装市道</p> <p>※建築基準法第42条第1項第1号道路に該当</p> <p>※接面する街路の一部は幅員4m未満の箇所もあり、当該部分は建築基準法第42条第2項道路に該当</p>	
土地の利用状況等	<p>本件土地所有者（共有）が物件2建物（土地所有者の一部が単独所有）敷地として使用している。その他件外建物①②（別添の「土地建物位置関係図」ご参照）等の敷地として利用されている。</p> <p>※評価の便宜上、物件2建物に対応する土地を「物件1ーイ」、件外建物①②に対応する土地を「物件1ーロ」とした。</p> <p>（「物件1ーイ」土地に対しては物件2建物の法定地上権は成立せず、「物件1ーロ」土地に対しては件外建物①②の法定地上権が成立するものとして評価を行うものとした。）</p> <p>物件2建物、件外建物の各々の敷地範囲は、各建物の1階床面積比で算定するものとして評価するものとした。</p> <p>建物の配置等は別添の「土地建物位置関係図」の通り。</p>	

供給処理施設	<p>上水道：特記事項参照  ガス配管：なし  下水道：あり</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p> <p>※実際の接続・利用の可否、それに伴う各種費用負担・手続き等に関しては関係各所におけるの詳細調査を要することにご留意下さい。</p>
土壌汚染の可能性の調査	<p>公開資料に基づく調査及び目視による現地調査の範囲においては、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと推認する。但し、評価人としての調査には限界がある為、詳細については別途専門家による調査を要する。実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等の全てを担保できるかは不明であるのでご留意下さい。</p> <p>（土壌汚染に関連した市場性修正は行わない）</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖北水道企業団での聴取によると、上水道は供給エリアではなく、地区の水道ではないかとの陳述であった。</li> <li>・本件土地利用者の陳述では、「井関給水組合機場」を利用しているとのことであった。料金は石岡市に支払っているとの事であった。</li> <li>・下水道は農業集落排水であるものと推認される。</li> <li>・「井関後遺跡」（種類：包蔵地）付近に存する。</li> </ul> <p>※仮に含まれていた場合で、本件土地の開発を行う場合は、文化財保護法に基づく届出・通知等をなし、事前に試掘調査を行う必要がある。既に宅地として開発がなされており、現状での調査の限界もあり、想定できる特段の減価要因は不明である。</p>

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和62年 2月28日新築 経過年数 約39年 経済的残存耐用年数 満了
仕様	構造 木造瓦葺2階建 屋根 瓦葺等 外壁 モルタル塗・リシン吹付仕上 プラスター塗等 内壁 新京壁等 天井 化粧合板敷目貼・石膏ボード貼等 床 畳敷・合板フローリング等 設備 給排水衛生工事・電気工事等  ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備等の動作確認が出来ないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	本件建物の所有者が居宅の用途に使用している。
特記事項	一部増築が施されている。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1-イ, 1-ロ (土地)

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1-イ	7,810	0.90	557.05	0.90	3,520,000
1-ロ	7,810	0.90	111.41	0.90	700,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 石岡 (県) -10

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $8,280\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/100.0 \times 100/106.0 = 7,810\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件+6.0

イ 個別格差：物件1 形状▲5 高低差▲5

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：0.90

#### ② 物件2 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	280,000	156.12	0.035	1,530,000

ア 再調達原価 : 280,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 156.12㎡

ウ 現 価 率

経過年数39年, 経済的全耐用年数30.0年, 経済的残存耐用年数0.0年,

観察減価及び中古建物の市場性減価30%, 残価率5%, 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し, 現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率5% + (1-5%) × (経済的残存耐用年数0.0年 / 経済的全耐用年数30.0年)} × (1 - 観察減価30%) ≒ 0.035

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地権等価格を控除し、建物については敷地権利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1-イ	3,520,000	0.10 ※下記参照	350,000
1-ロ	700,000	0.35 法定地上権	250,000

※場所的利益価値相当額

### ② 内訳価格及び一括価格

※物件1は「物件1-イ」「物件1-ロ」の合計額とする。

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1-イ	3,520,000	-350,000	/	0.80	0.70	1,780,000
1-ロ	700,000	-250,000	/	0.80	0.70	250,000
2	1,530,000	+350,000	/	0.80	0.70	1,050,000
一括価格 (合計)						3,080,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：件外建物の存在等を考慮

オ 競売市場修正：0.70

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査価格 石岡（県）-10

所 在：石岡市井関字町塚26番3

地 目：宅 地

価 格：8,280円／㎡（対前年変動率 -0.10%）

位 置：JR常磐線「高浜」駅の南東方3.7km

価格時点：令和7年7月1日

地 積：360㎡

供給処理施設：水道, 下水道

接面街路：北東側7.5m県道に接面

用途指定等：市街化調整区域 用途地域の指定なし（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：畑が多い中に農家住宅等が散在する農家集落地域

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 周辺見取図
- 3 公図写
- 4 建物図面写・各階平面図
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

## 物件目録

- 1 所 在 石岡市井関字井関後  
地 番 893番  
地 目 宅地  
地 積 668.46平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 石岡市井関字井関後893番地  
家屋 番号 893番  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 121.73平方メートル  
2階 33.12平方メートル  
所有者 A
- 3 所 在 石岡市井関字山庄屋敷  
地 番 744番  
地 目 畑  
地 積 1168平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 4 所 在 石岡市井関字八木  
地 番 3859番  
地 目 田

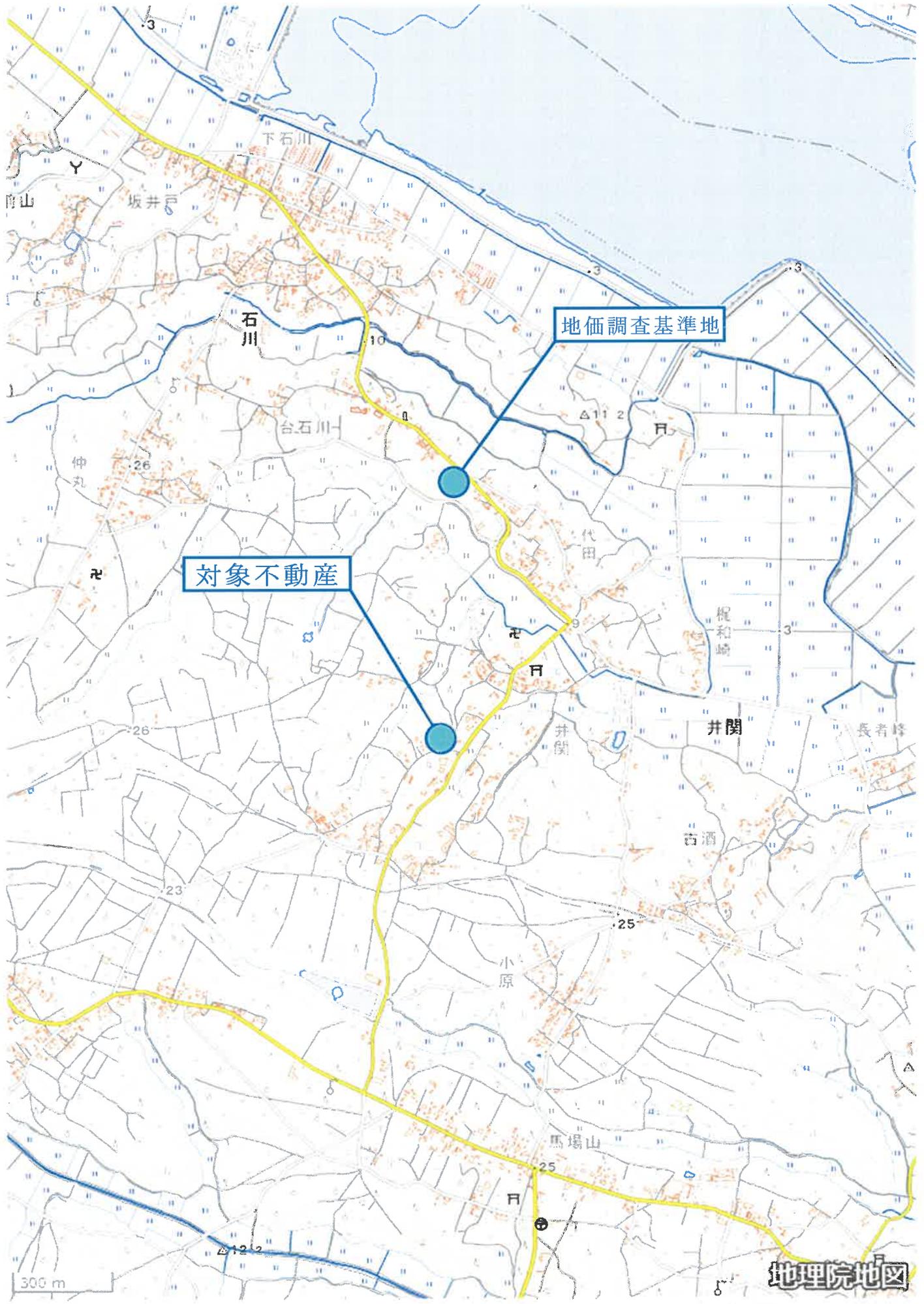
物 件 目 録

地 積 3547平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

# 物件位置図



国土地理院 地理院地図（標準地図）を加工して作成

# 周辺見取図



対象不動産

# 公 図

(座標値種別：図上測定)



(座標値種別：図上測定)



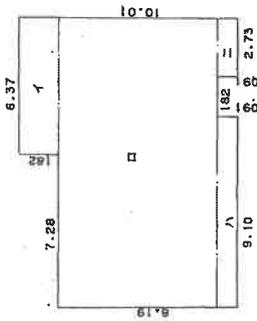
登記年月日：昭和62年3月11日

整理番号 003060  
各階平面図

家屋番号 893

建築物の所在 石岡市井関字井関後893番地

1階



2階

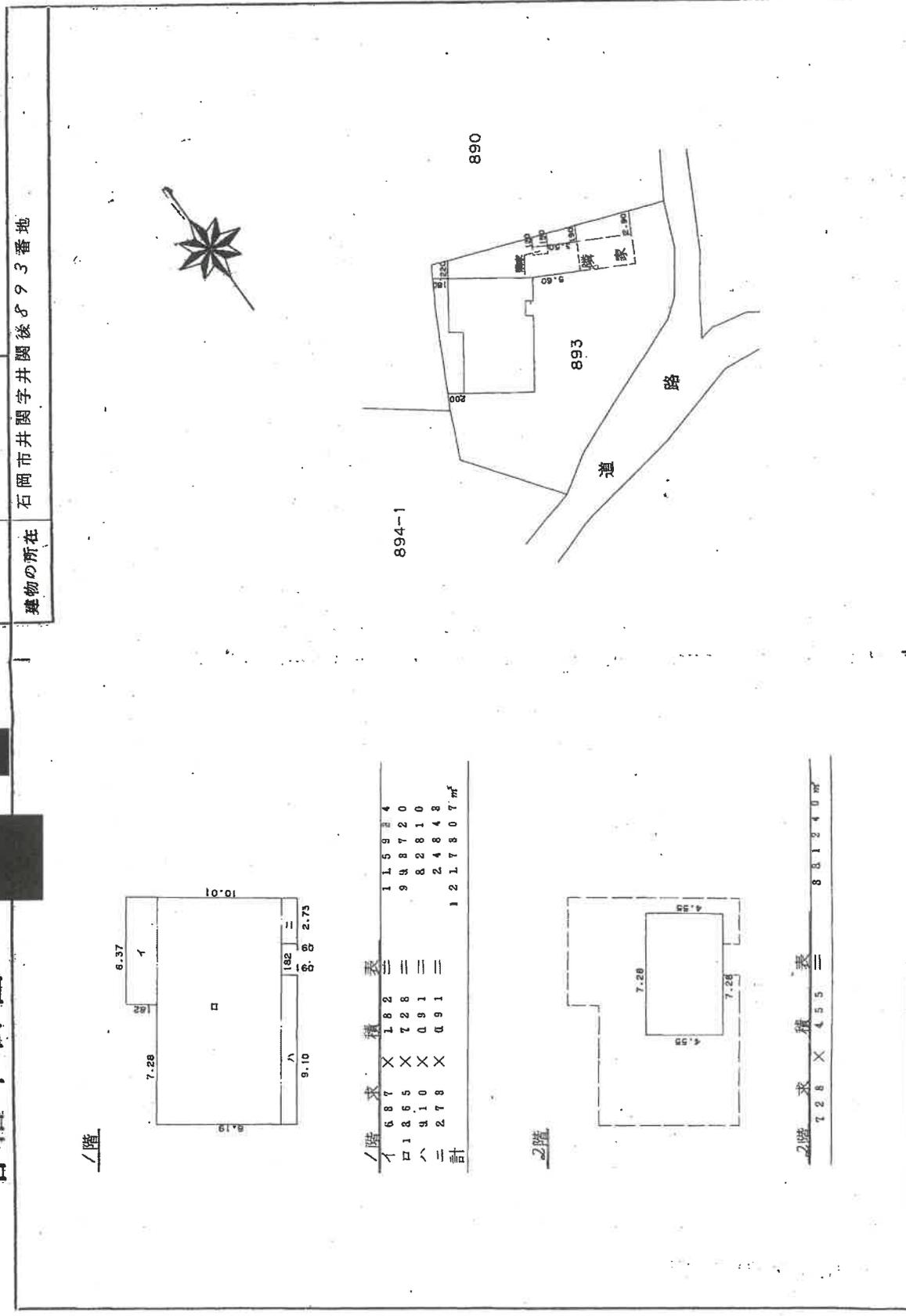


面積表

イ	6.87	×	1.82	=	12.59	m <sup>2</sup>
ロ	18.65	×	7.28	=	135.72	m <sup>2</sup>
ハ	9.10	×	0.91	=	8.28	m <sup>2</sup>
ニ	27.8	×	0.91	=	25.30	m <sup>2</sup>
計					121.78	m <sup>2</sup>

2階 面積表

7.28	×	4.55	=	33.12	m <sup>2</sup>
------	---	------	---	-------	----------------



作製者

昭和62年3月6日(作製)

縮尺 1/250

縮尺 1/500

申請人

(茨城土地家屋調査士会用紙)

S 62.3.11.

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年10月31日 水戸地方建設局土浦支局

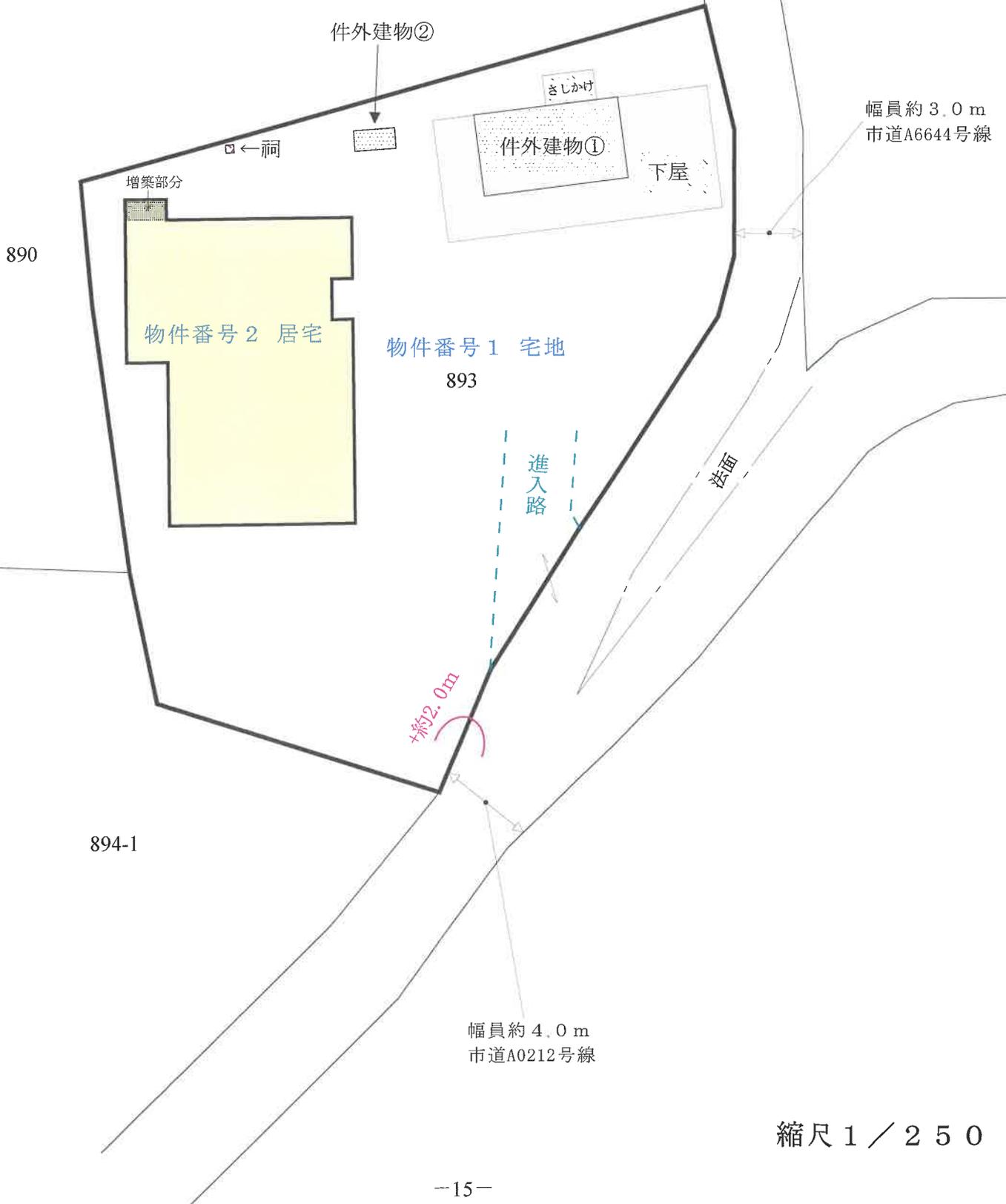
登記官

請求番号：9-1

# 土地建物位置関係図

## 件外建物の概要

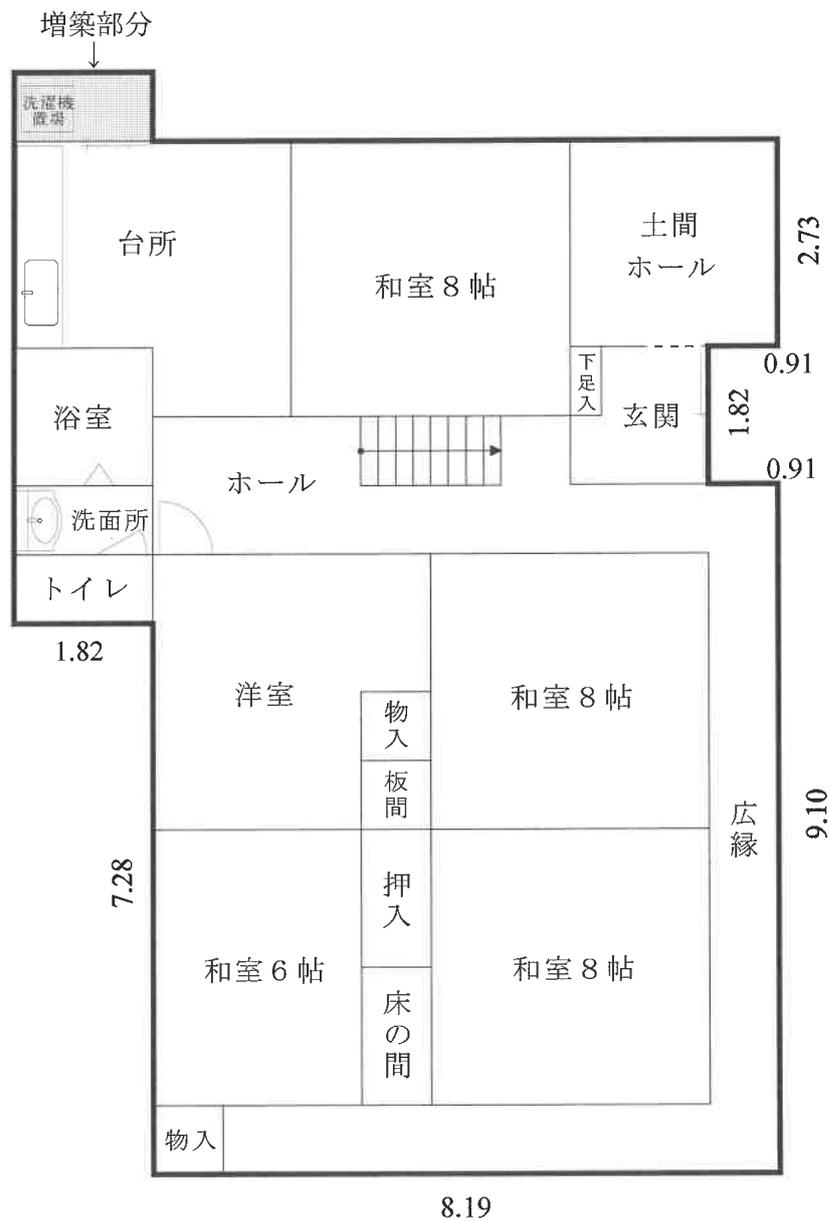
番号	①	②
所在	石岡市井関字井関後893番地	
家屋番号	未登記	未登記
種類	物置	便所
構造	木造瓦葺平家建	木造瓦葺平家建
床面積	約23㎡	約1.6㎡
建築時期	昭和43年	昭和43年頃
所有者	亡C相続人	不明



縮尺 1 / 250

# 間取図 No. 1

物件番号 2 居宅

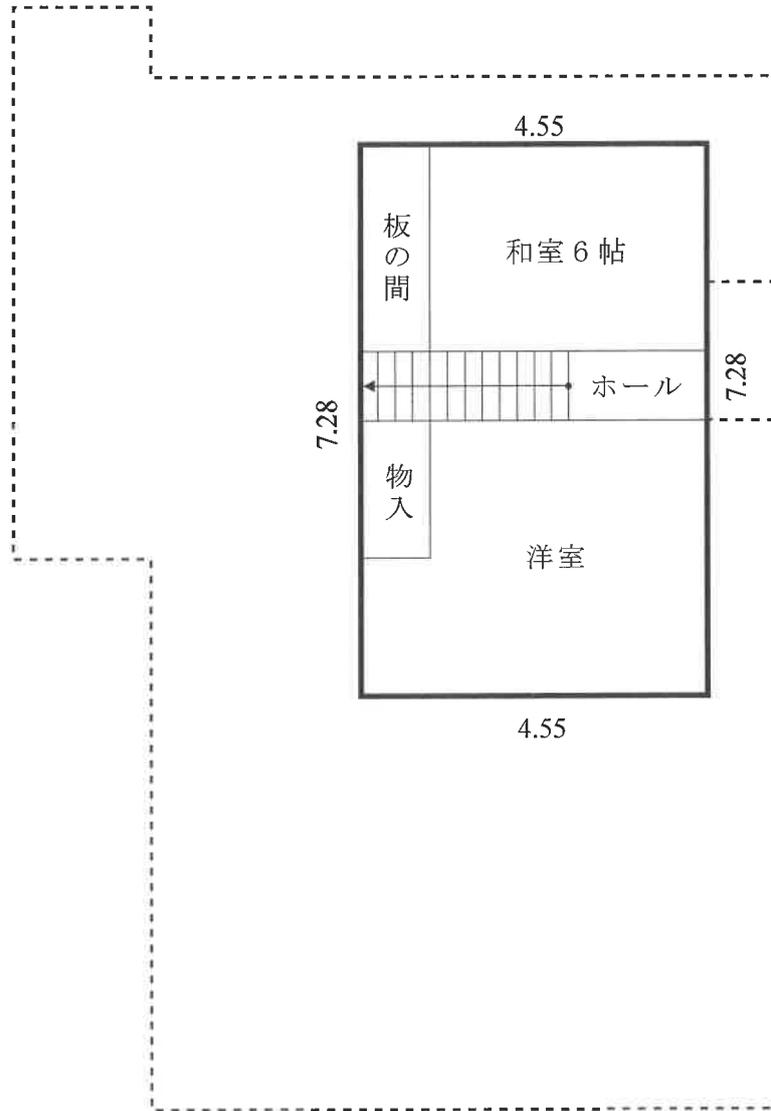


1 階 床面積約 123 m<sup>2</sup>

縮尺 1 / 100

# 間取図 No. 2

物件番号 2 居宅



2 階 床面積 33.12 m<sup>2</sup>

縮尺 1 / 100